

男性労働者の育児休業取得率等の公表について (社会福祉法人博愛会HP)

対象期間：令和7事業年度 (R7年4月1日～R8年3月31日)

	男性の育児休業等の取得割合
令和7年度 (2025年度)	100.0%

(上記の算出方法)

育児休業等をした 男性労働者の数	1
配偶者が出産した 男性労働者の数	1



公表する割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

公表日：2026年5月31日